

令和2年度

第1回 富山市福祉有償運送運営協議会資料

令和2年4月

目 次

1 協議事項

福祉有償運送の更新登録申請について（社会福祉法人 海望福祉会）

- (1) 更新内容（事務局作成）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～3 ページ
- (2) 更新申請書等（海望福祉会提出）
 - ①更新申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4～5 ページ
 - ②宣誓書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ページ
 - ③運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿・・・・・・・・・・ 7 ページ
 - ④運行管理の責任者承認承諾書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ページ
 - ⑤運行管理の体制等を記載した書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9～10 ページ
 - ⑥自家用有償旅客運送者登録証・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 ページ

【参考】有効期間の更新登録申請の際に必要な書類

- 1. 更新申請書
- 2. 定款等の書類（任意書式）
- 3. 宣誓書
- 4. 運営協議会における合意を証する書類
- 5. 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類（任意書式）
- 6. 自家用有償旅客運送自動車の運転者が必要な要件を備えていることを証する書類及び運転証明証の写し
- 7. 運行管理の責任者の就任承諾書
- 8. 運行管理の体制等を記載した書類
- 9. 運送しようとする旅客の名簿
- 10. 登録証
- 11. 旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書面

(1)更新内容(事務局作成)

【概要】

自家用有償旅客運送の種別		福祉有償運送
運送主体	法人名	社会福祉法人海望福祉会
	代表者	理事長 大崎 利明
	事業所名	花みずき移動サービス
	事業所所在地	富山市曙町2番23号(花みずき式番館内)
	登録日(有効期間)	平成30年5月30日(令和2年5月30日)
	登録番号	富山市福第1号
運送の対象		要介護認定者 13名 ただし、下記のものに限る。 ・有料老人ホーム3館(ケアメントハウス花みずき、ケアメントハウス花みずき式番館、ケアメントハウス花みずき参番館)の入居者 ・有料老人ホーム併設の介護事業所の利用者
運送の区域		富山市 発着のどちらかが富山市であること
使用車両 ※乗車定員11人未満		車いす車 1台(法人所有)
運転者	免許種別	二種免許1名 一種免許1名(国土交通大臣が認定する講習修了した者)
	過去3年間免許停止処分を受けていないこと	受けていない
損害賠償	対人賠償無制限、対物賠償限度額200万以上の保険に加入していること	加入している
利用料金	対価の具体的な基準 富山市におけるタクシーの上限運賃の概ね1/2の範囲内	初乗運賃：1kmまで200円 加算運賃：以後1km毎に190円 迎車回送料金：1両毎に50円 同行・待機料金：5分まで150円 5～10分まで300円 10～20分まで600円 20～30分まで900円 30分以上は10分単位で300円加算
管理運営体制	①運行管理の責任者の選任	選任されている
	乗務員及び運行管理、整備管理、事故・苦情処理の体制等について	指針に基づき対応する
法令順守	登録を受けようとする者が道路運送法第79条の4第1項から4項の欠格事由に該当しないこと	該当しない
有効期間	更新の登録を受けようとする者が道路運送法第79条の5第1項第1号から3号のいずれにも該当すること	該当する (登録の日から起算して 3年)

※福祉有償運送の要件(対象者、使用車両、運転者等)については、事務局において確認済みである。

【変更事項】（平成30年5月登録時より変更となった事項）

①富山市へ報告済みの変更事項

変更日	変更内容	
平成30年6月30日	運転手の人数変更	1名→3名
平成31年3月5日	車両の変更	ノア→セレナ
令和1年5月31日	旅客の人数変更	22名→16名

②今回の申請に伴う変更事項

変更日	変更内容	
今回申請	運転手の人数変更	3名→2名
	管理者、運行責任者、苦情対応責任者の変更	
	運転代行者、苦情対応代行者の変更	
	旅客の人数変更	16名→13名
	有効期間（※）	2年間→3年間

○運送の対象：現行の登録における下記旅客の範囲は変更しない。

<p>旅客の範囲について</p> <p>富山市福祉有償運送運営協議会におけるガイドラインで規定するものであり、かつ、下記の者に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有料老人ホーム3館（ケアメントハウス花みずき、ケアメントハウス花みずき 弐番館、ケアメントハウス花みずき参番館）の入居者 ・有料老人ホーム併設の介護事業所の利用者
--

【実績】（平成30年5月～令和2年3月）

	平成30年度	令和元年度
延べ利用回数（回）	7	10
延べ利用料金（円）	8,750	13,020

(※) 道路運送法 (抜粋)

(登録の有効期間)

第79条の5 第79条の登録の有効期間（次条第1項の有効期間の更新の登録を受けた場合における当該有効期間の更新の登録に係る第79条の登録の有効期間を含む。以下同じ。）は、登録の日から起算して二年とする。ただし、次条第1項の有効期間の更新の登録を受けようとする者が、従前の第79条の登録の有効期間において次の各号のいずれにも該当するときは、登録の日から起算して三年とする。

- 一 第79条の9第2項の規定による命令を受けていないこと。
- 二 第79条の10の届出に係る自家用有償旅客運送自動車の転覆、火災その他国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしていないこと。
- 三 第79条の12第1項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令を受けていないこと。

(輸送の安全及び旅客の利便の確保)

第79条の9 2 国土交通大臣は、自家用有償旅客運送者の業務について輸送の安全又は旅客の利便が確保されていないと認めるときは、自家用有償旅客運送者に対し、次に掲げる措置その他その是正のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 一 自家用有償旅客運送自動車の運行の管理の方法を改善すること。
- 二 路線又は運送の区域を変更すること。
- 三 旅客から収受する対価を変更すること。
- 四 旅客の運送に関し支払うことあるべき損害賠償のための保険契約を締結すること。

(事故の報告)

第79条の10 自家用有償旅客運送者は、その自家用有償旅客運送自動車が転覆し、火災を起こし、その他国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

(業務の停止及び登録の取消し)

第79条の12 国土交通大臣は、自家用有償旅客運送者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は登録に付した条件に違反したとき。
- 二 不正の手段により第79条の登録、第79条の6第1項の有効期間の更新の登録又は第79条の7第1項の変更登録を受けたとき。
- 三 第79条の4第1項第1号、第3号、第4号又は第6号の規定に該当することとなつたとき。
- 四 第79条の4第1項第5号の合意が当該合意の定め又は同号に規定する関係者の合意により解除されたとき。

令和2年4月6日

富山市長 殿

名 称 社会福祉法人海望福祉会
 住 所 富山県魚津市仏田 3468 番地
 代表者の氏名 理事長 大崎 利明



自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名
 海望福祉会
 富山県魚津市仏田 3468 番地
 大崎 利明
2. 登録番号
 富山市福 第1号
3. 自家用有償旅客運送の種別
 福祉有償運送

4. 運送の区域

運送の区域	備 考
富山市近辺	発着どちらかが富山市

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
花みずき移動サービス	富山県富山市曙町 2 番 23 号

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有区分	バス (乗車定員11人以上)	普通自動車 (乗車定員10人以下)	合計
	所有		()	
	持込		()	
	合計		()	

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事務所の名称	所有区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合計 (軽)
花みずき 移動サービス	所有	()	1 ()	()	()	()	1 ()
	持込	()	()	()	()	()	()
	合計	()	1 ()	()	()	()	1 ()

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

公共交通空白 地有償運送		
福祉 有償 輸送		イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
	○	ロ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
		ハ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
	○	ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

8. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (3) 運営協議会において協議が調ったことを証する書類
- (4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (6) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (8) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (9) 損害賠償措置
- (10) 運送しようとする旅客の名簿
- (11) 登録証

富山市長 殿

宣 誓 書

当法人における役員の全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

令和2年4月6日

名 称 社会福祉法人海望福祉会
住 所 富山県魚津市仏田3468番地
代表者の氏名 理事長 大崎 利明



運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者（ 社会福祉法人海望福祉会 ）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	運転免許の種類	
			区 分	種 類
1	██████████	████████████████████	普通	二種
2	██████████	████████████████████	普通	一種
3				種
4				種
5				種
6				種
7				種
8				種

- ※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び1種・2種）を記載すること。
- ※ 第2種運転免許を有しない者にあつては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- ※ 福祉輸送を行うにあたり福祉自動車以外を使用して行う場合にあつては、施行規則第51条の16第3項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

乗務者の就任承諾書 兼 就任予定乗務者名簿【福祉輸送を行う場合】

申請者（ ）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その乗務する者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	資格の種類
1			
2			
3			

- ※ 施行規則第51条の16第3項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

セダン型等の自動車を使用して、福祉輸送を行う場合であつて、施行規則第51条の16第3項に規定する要件を備えない運転者が乗務する場合にあつては当該要件を備えた者を乗務させることが必要。

運行管理の責任者 就任承諾書

申請者（ 社会福祉法人海望福祉会 ）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

令和2年4月6日

住 所 [REDACTED]
氏 名 清河 明彦

- ※ 乗車定員11以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運送の主体(申請者名)	社会福祉法人海望福祉会
-------------	-------------

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名 (花みずき移動サービス)

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

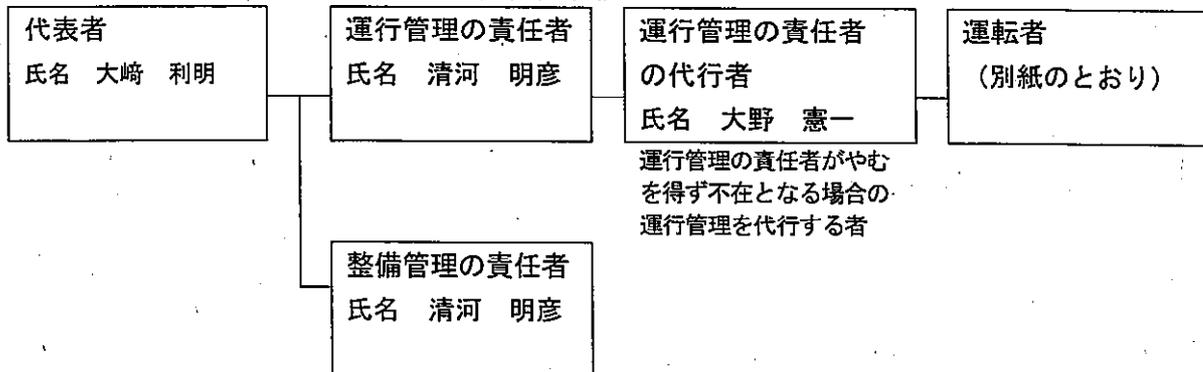
No	氏名	住所	資格の種類	委託
1	清河 明彦	[REDACTED]		
2				
3				

- > 乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- > 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- > 市町村運営有償運送にあつて運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。

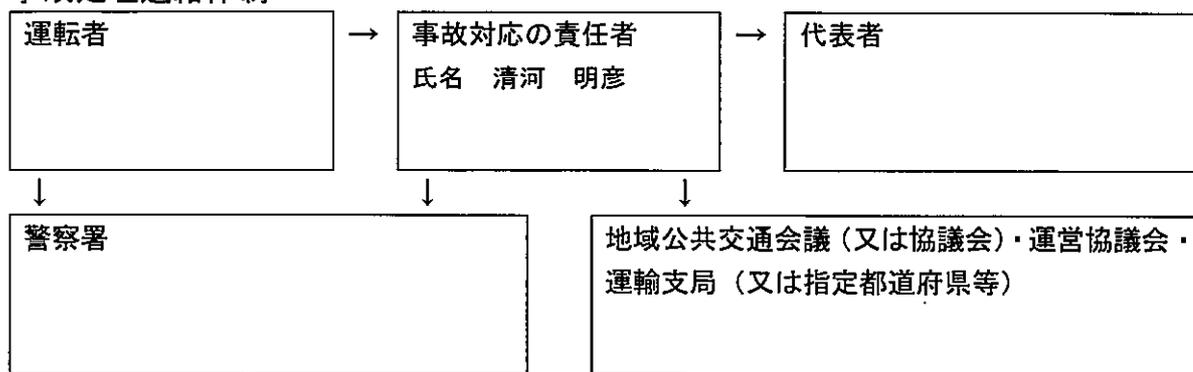
(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所
1	清河 明彦	[REDACTED]
2		
3		

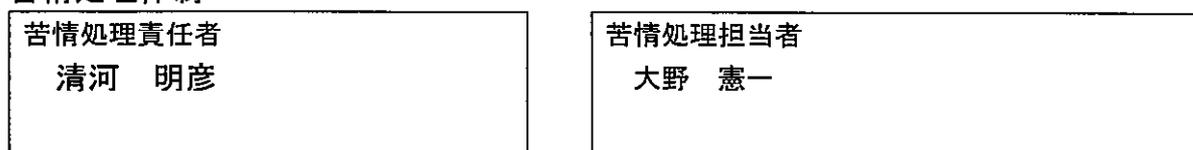
(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制





自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の3の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

1. 登録番号
富山市福 第 1 号
2. 登録の有効期間
平成32年5月30日
3. 名称、住所、代表者の氏名
社会福祉法人海望福祉会
富山県魚津市仏田 3468 番地
理事長 大崎 利明
4. 自家用有償旅客運送の種別
福祉有償運送
5. 路線又は運送の区域
富山県富山市及び出発地又は到着地が富山市である地域
6. 登録に付す条件
運送する旅客の範囲については、運営協議会において協議が調った内容とする

平成30年5月30日

富山市長

森 雅志

